

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令案参照条文

○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）（抄）  
（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十 （略）

十一 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ～ニ （略）

ホ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ・ト （略）

チ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

十二 （略）

第三条 主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 流通業務の総合化及び効率化の意義に関する事項

二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

四 港湾流通拠点地区に関する事項

五 中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たつて配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（総合効率化計画の認定）

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、単独で又は共同で、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 （略）

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二 （略）

三 流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が政令で定める区分に従い主務省令で定める基準に適

合すること。  
四〇七 (略)

4 (略)  
5 主務大臣は、特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くものとする。

6 国土交通大臣は、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

7 国土交通大臣は、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。

8 (略)  
(総合効率化計画の変更等)

第五条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る総合効率化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。  
(港湾流通拠点地区)

第六条 (略)  
2 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区の区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

第七条 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第四条第三項第三号の主務省令で定める基準に適合することについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第四条第三項第三号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 (略)  
(貨物利用運送事業法の特例)

第九条 (略)

3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人（以下「組合等」という。）である場合にあつては

、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 (略)

2 (略)

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(報告の徴収)

第二十一条 主務大臣は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、国土交通大臣、経済産業大臣又は農林水産大臣とする。

2 (略)

(都道府県が処理する事務)

第二十三条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十四条 この法律による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

○ 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

(保険料率)

第二条 法第四条の政令で定める率（以下「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。）の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間とのいずれか長い期間。以下同じ。）又は社債に係る債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）にあつては○・八七パーセント（手形の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。）（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。）の場合には、○・七四パーセント）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）にあつては○・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合には、○・七四パーセント）、法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては○・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合には、○・三四パーセント）、法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険にあつては○・四六パーセント、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険及び法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新

事業開拓保険」という。)にあつては〇・八七パーセント、法第三条の九第一項に規定する特定社債保険(以下「特定社債保険」という。)にあつては〇・五パーセントとする。

2) 6 (略)

○ 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)(抄)

(普通保険)

第三条 中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関(第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。)からの借入れ(手形の割引を受けることを含む。以下同じ。)による債務の保証(保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額(以下「限度額」という。)に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証(以下「特殊保証」という。)を含む。)をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円)を超えることができない保険(以下「普通保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額(手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2) 5 (略)

(無担保保険)

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を除く。)を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険(以下「無担保保険」という。)について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2) 4 (略)

(特別小口保険)

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの(その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。)の金融機関からの借入れによる債務の保証(特殊保証を含む。)であつてその保証について担保(保証人の保証を含む。)を提供させないものをする事により、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険(以下「特別小口保険」という。)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

附則

（固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等）

第十一条（略）

2（略）

3 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 容器に入っていない粉状若しくは粒状の物品その他のばらの物品を保管する倉庫であつて穀物の貯蔵用の倉庫としての構造を有するもの（以下この項において「貯蔵槽倉庫」という。）  
又はその他の倉庫で総務省令で定めるもの（以下この項において「一般倉庫」という。）のいずれかであること。

ロ 倉庫業法第六条第一項第四号の基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第三項に規定する倉庫業者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

ハ 主要構造部が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（総務省令で定める骨格材を用いるものに限る。）であること。  
ニ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) その容積が三千五百立方メートル以上のものであること。  
(2) 次項第二号に掲げる搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置（貨物の搬出が連続して自動的に行われるものであり、かつ、自動検査装置付きのものに限る。）が設けられているものであること。  
(3) 流通機能の高度化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

ホ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。  
(1) その容積が千六百立方メートル以上のものであること。

(2) 次項第一号に掲げる強制送風式冷蔵装置が設けられているものであること。

(3) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる電動式密集棚装置又は同項第五号に掲げる自動化保管装置のいずれかが設けられているものであること。

(4) 流通機能の高度化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

ヘ 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。  
(1) その床面積が八百五十平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上のものにあつては、千六百平方メートル）以上のものであること。  
(2) 次項第三号に掲げる垂直型連続運搬装置、同項第四号に掲げる電動式密集棚装置又は同項第五号に掲げる自動化保管装置のいずれかが設けられているものであること。

(3) 流通機能の高度化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

二 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務地区又は都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業が行われる土地の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 冷蔵倉庫又は一般倉庫のいずれかであること。

ロ 前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 冷蔵倉庫にあつては、前号ホに掲げる要件に該当するものであること。

ニ 一般倉庫にあつては、前号へに掲げる要件に該当するものであること。

三 都市計画法第七条第三項に規定する市街地調整区域の区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ 前号イ及びロに掲げる要件に該当するものであること。

ロ 冷蔵倉庫にあつては、その容積が四万立方メートル（当該冷蔵倉庫が第二項に規定する法人により新設され、又は増設されたものである場合に於ては、千六百立方メートル）以上のものであり、かつ、第一号ホ(2)から(4)までに掲げる要件に該当するものであること。

ハ 一般倉庫にあつては、その床面積が一万平方米（当該一般倉庫が第二項に規定する法人により新設され、又は増設されたものである場合に於ては、八百五十平方メートル（当該一般倉庫の階数が二以上のものにあつては、千六百平方メートル））以上のものであり、かつ、第一号へ(2)及び(3)に掲げる要件に該当するものであること。

#### 4・5 (略)

6 法附則第十五条第三項に規定する流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるものは、関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の区域内において新設され、又は増設された上屋（貨物の保管の用に供する部分に限る。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十五条第三項に規定する港湾運送事業者又は特定港湾一般港湾運送事業者等が自ら港湾運送事業法第二条第二項に規定する港湾運送事業の用に供するものであること。

二 第三項第一号ハに掲げる要件に該当するものであること。

三 その階高及び床面積がそれぞれ四メートル以上及び八百五十平方メートル（当該上屋の階数が二以上のものにあつては、千六百平方メートル）以上のものであること。

四 流通機能の高度化のために必要とされる要件として総務省令で定めるものを備えているものであること。

#### 7 74 (略)

#### ○ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）（抄） （流通業務地区）

第四条 前条の規定により定められた基本方針に係る都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域については、当該都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、都市計画

に流通業務地区を定めることができる。

2・3 (略)

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（定義）

第四条 (略)

2・6 (略)

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8・16 (略)

○ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二・四 (略)

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）（抄）

（業務の範囲等）

第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第九条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）

に従つて行う経営革新のための事業又は複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。）が共同で行おうとする同法第十一条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十二条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う異分野連携新事業分野開拓に係る事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第五条第一項に規定する特定下請組合等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二・四 (略)

2・5 (略)

○ 経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）（抄）

（流通政策課の所掌事務）

第九十条 流通政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 （略）

（商業課の所掌事務）

第一百六十二条 商業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）の施行に関すること。

五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行に関すること（中小小売商業高度化事業に関するに限る。）。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総合政策局の所掌事務）

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十二 （略）

二十三 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第二条第三項に規定する流通業務効率化事業であつて道路運送を一体的に行う事業を含むものに関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二十四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四条第四項第五号に規定する貨物運送効率化事業に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

二十五～五十六 （略）

2 （略）

（貨物流通施設課の所掌事務）

第四十七条 貨物流通施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六 （略）

七 中小企業流通業務効率化促進法第二条第三項に規定する流通業務効率化事業であつて道路運送を一体的に行う事業を含むものに関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

八 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第五号に規定する貨物運送効率化事業に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

（開発課の所掌事務）

第一百六十条 開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 （略）

四 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務のうち、同法第二条第一項第六号に掲げる施設に係るもの及び特定港湾開発地区に係るものに関すること（同法第二条第一項第五号ロ及びビに掲げる施設、同項第七号イに掲げる施設及

び同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設、同項第七号ロに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設、同項第七号ハに掲げる施設及び同号二に掲げる施設が一体として設置される特定施設並びに同項第十一号イ、第十二号及び第十五号に掲げる施設に係る基本指針に関するものを除く。）。  
 五 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること（環境・技術課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。  
 六 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に関すること（環境・技術課及び海岸・防災課の所掌に属するものを除く。）。

○ 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）  
 （分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
中小企業経営支援分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）第十三条第二項、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第三条第四項、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第四条第四項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
中小企業分野等調整分科会	一 中小企業の事業活動の機会を適正に確保するための大企業者の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二の二第四項及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2/6 (略)